## 議案第9号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉 県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町 村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につい て

三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

## 千 葉 県 市 町 村 総 合 事 務 組 合 規 約 $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 規 約

千 葉 県 市 町 村 総 合 事 務 組 合 規 約 昭 和 三 + 年 千 葉 県 告 示 第 兀 百 九 + 六 , 号) 0) 部 を 次 0) ょ う ĺZ 改 正 す Ź。

第三 条 第 項 第 + 兀 号 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う ĺ 改 8 る。

## 十四 削除

を 町 消 村 防 別 印 巻 組 表 事 西 合 第 務 地 区 組 中 九 合 + 環 鋸 境 九 に、 整 里 南 町 備 地 事 域 業 印 水 三 芳 組 西 道 水 合 地 企 業 道 X. 千 環 寸 企 葉 境 業 県 寸 整 夷 隅 後 備 期 事 郡 長 門 高 業 市 齢 広 Ш 組 域 者 合 水 市 道 医 療 南 町 企 広 房 村 業 域 総 巻 寸 連 広 事 合 域 務 を 水 組 合 に 道 鋸 改 企 南 を 業  $\Diamond$ 町 る。 寸 印 長 門 千 西 葉 地 Ш 県 区 水 消 道 後 期 防 企 業 高 組 齢 寸 合 者 に、 医 夷 療 隅 広 郡 域 印 市 連 広 西 合 域 地 市 区

印 長 别 門 を 西 表 第二 Ш 地 印 区 水 西 消 道 第 企 三 地 防 条 業 区 組 環 寸 第 合 境 に、 整 項 夷 隅 第 備 事 郡 号 業 市 印 に 広 組 西 合 域 地 撂 区 げ 市 に、 る 町 消 村 防 事 第 巻 組 務 三 事 合 0 条 務 項 第 中 組 九 + 合 項 鋸 九 第 に 里 南 三 地 町 号 域 12  $\equiv$ 印 水 芳 撂 西 道 げ 地 企 水 道 る 区 業 事 環 寸 企 務 境 業 整 夷 寸  $\mathcal{O}$ 項 備 隅 中 長 事 郡 門 業 市 鋸 組 広 |||域 水 南 合 町 市 道 南 町 企  $\equiv$ 房 業 村 芳 総 巻 寸 水 広 事 道 域 務 を 水 組 企 業 鋸 道 合 寸 企 南 業 を 町

事

業

組

合

南

房

総

広

域

水

道

企

業

寸

千

葉

県

後

期

高

齢

者

医

療

広

域

連

合

を

印

西

地

区

環

境

整

備

事

業

組

合

千

葉

県

後

郡

市

広

域

市

町

村

巻

事

務

組

合

を

印

西

地

区

消

防

組

合

夷

隅

郡

市

広

域

市

町

村

巻

事

務

組

合

に、

印

西

地

区

環

境

整

備

長

門

Ш

水

道

企

業

寸

を

鋸

南

町

長

門

Ш

水

道

企

業

寸

に、

印

西

地

 $\overline{X}$ 

消

防

組

合

九

+

九

里

地

域

水

道

企

業

寸

夷

隅

寸

期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第十四号に掲げる事務の項を削る。

附則

この規約は、令和八年四月一日から施行する。